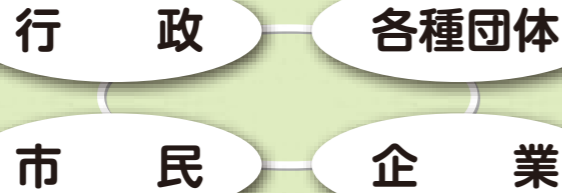


計画の推進と進行管理

横手市が目指す男女共同参画社会の将来像

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち

それぞれの立場における主体的な実践と連携



市民による推進体制

横手市男女共同参画推進協議会

構成

男女共同参画に関心を有する市民や計画策定に携わった作業部会委員を中心とした市民で構成します。

役割

男女共同参画に関する各種施策を協議・検討するとともに、関連事業への参画や、市民への意識啓発の推進役となります。

連携

行政による推進体制

横手市男女共同参画推進委員会

構成

市役所の各課室所の職員により構成します。

役割

男女共同参画に関する部局間の総合的な連絡調整を図り、各種施策の効果的な実施に結びつけるとともに、職員への意識啓発の推進役となります。

計画の進行管理

定期的に進捗状況を確認し、問題点や新たな課題に対応します。

市役所全体で男女共同参画の理念に基づいた事業展開をします。



総務企画部
 男女共同参画・市民協働推進室
 〒013-8601
 秋田県横手市条里一丁目1番64号
 Tel : 0182-35-2158
 Fax : 0182-33-6061
 E-mail danjo@city.yokote.lg.jp
 ホームページ <http://www.city.yokote.lg.jp/>



男女共同参画シンボルマーク

第2次 横手市 男女共同参画行動計画

基本理念

基本的人権の尊重

男女ともに基本的人権を尊重し、色んな分野に対等な立場で参画できる社会を築きます。

個性と能力の発揮

男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を築きます。

仕事と家庭生活の調和

仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を築きます。

計画の趣旨

横手市では、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を男女共同参画社会の将来像として掲げ、平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画」(第1次行動計画)を策定し、また平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。こうした取り組みは、男性も女性もお互いの人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざすものであります。そして、これらの具体的な実践があらゆる分野において、すべての人々がいきいきと活躍し、活気あふれる横手市をつくる源泉であるとの考えのもと各種施策を推進してきました。

平成23年3月で第1次行動計画が終了することに伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため策定しました。

計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間です。

計画の内容

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

基本目標1 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

- 基本施策**
- ① 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます
 - ② 多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます
 - ③ 自立と信頼に基づく協力関係を築きます

- 主な施策**
- 協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます
 - 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます
 - 性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します
 - 要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します

基本目標4 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

- 基本施策**
- ① 市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります
 - ② 健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します
 - ③ 生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます
 - ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します★

- 主な施策**
- 市民のニーズを把握し、速やかに対応するためのシステムを整えます
 - 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します
 - 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます
 - DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止と被害者支援体制の充実を図ります
 - 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携を図ります

★新規に追加された基本施策です

基本目標2 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

- 基本施策**
- ① 政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します
 - ② 自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します
 - ③ 男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

- 主な施策**
- 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します
 - ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します
 - 活動内容により固定化している男女の役割を見直します
 - 地域の防災・環境問題に取り組みます

基本目標5 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとられない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

- 基本施策**
- ① 家庭や地域において性別にとられない教育を推進します
 - ② 教育の場で男女共同参画を推進します
 - ③ 行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

- 主な施策**
- 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します
 - 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します
 - 教職員などへの研修機会を拡大します
 - 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します

基本目標3 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

- 基本施策**
- ① 就業の機会と労働条件の平等を促進します
 - ② 女性が働き続けられる労働環境を整備します
 - ③ 女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

- 主な施策**
- 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります
 - 家庭生活と調和の取れた職場環境を整備します
 - 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します
 - 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します

平成27年度までに達成しようとする主な目標

男女共同参画指標	現状 (H21)	目標 (H27)
家族経営協定数	69組	95組
病児・病後児保育実施ヶ所数	7ヶ所	10ヶ所
子育て支援総合コーディネーター	未設置	1人
生涯学習バンク(よこて学びバンク)登録者数及び登録団体数	112人 136団体	200人 200団体
ジュニアリーダー人数	17人	50人
ボランティアコーディネーター数	6人	10人
学校支援ボランティア登録者数	651人	1,000人
県男女イキイキ職場宣言事業所数	23社	36社
健康教育(成人・老人)	396回	400回
健康教育(栄養・健康増進)	275回	280回
地域密着型健康の駅(小規模駅)	27ヶ所	50ヶ所
各種審議会委員の女性比率	22.1%	40%
行政委員会の女性比率	6.6%	20%

※現状値は平成21年4月現在のものです